

「第4期長崎県教育振興基本計画」(素案)に対するパブリックコメントの募集結果について

「第4期長崎県教育振興基本計画」(素案)について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼を申し上げます。
お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 実施期間 令和5年12月1日(金)～令和5年12月21日(木)
2. 募集方法 電子申請、郵送、ファクシミリ
3. 閲覧場所
 - ・県ホームページに掲載
 - ・県教育庁教育政策課、県政情報コーナー(県民センター内)
 - ・各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)
 - ・長崎県教育センター、ミライ on 図書館(県立長崎図書館)
4. 意見の件数 76件(17名)
5. 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	ご意見を踏まえ素案に修正を加え反映させるもの	12
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、遂行の中で反映していくもの	23
C	今後検討していくもの	1
D	反映が困難なもの	30
E	その他	10
計		76

6. 提出された意見の趣旨及び県の考え方(別添のとおり)

計画全般について

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
1	E	<p>まずは、計画案を開くまでに、日頃から長崎県を始めとする各教育関係者に対する感謝の意を評するとともに、今後のVUCA時代をどう乗り切るかというところについて、活発な議論とそれに伴う実践をお願いしたいところであります。</p> <p>第一に、今後の各業界で起こる可能性のある機械化、AI化については、整体業界の機械化、理容・美容業界のシャンプーの機械化を中心に、既に身近なところで起きており、もし、仮に、自分が行っている業務が、機会が代用できるのであれば、早急にそのことについての対処を行うべきで、国際化の発展に伴う日本語の壁の崩壊により、今後は、東南アジアで起きた津波が、防波堤を乗り越えてくる可能性は非常に大きい、そもそもの移住先としての長崎県及び日本国が、魅力的かということについても十分留意をしながら、今後の計画案策定については、希望したいと思えます。</p> <p>第二に、長時間勤務や、連続運動を誇る労働環境では、疲弊が敗戦の原因でもあるアジア太平洋戦争型の労働問題の発生源に、誰も近寄ってこないのは、火を見るよりも明らかである。</p>	<p>選ばれる魅力ある学校づくりや教職員の労働環境の更なる改善等の働き方改革に引き続き取り組んでまいります。</p>
2	B	<p>今世の中が混沌としていて、教育界にもその影響がいろいろ出てきていると思います。世の中に問題が起こると、どうしても弱い立場である子どもたちにしわ寄せが来るので、教職員始め教育関係の方々のご苦労は大変なものだと思います。どうしても世の中が良くなるまでは学校の様子も落ち着かないだろうと思いますが、負のサイクルに陥らないよう、教育関係の仕事に携わる方々が少しでも余裕を持って仕事に当たることが出来ればと思っています。</p>	<p>「つながりが創る豊かな教育」の基本テーマのもと、様々な関係者とのつながりを深め、ご協力をいただきながら教育の振興に努めてまいります。</p>
3	B	<p>DX化について、CHAT-GPT4など情報処理の取り扱いについて、セキュリティ技術倫理について安全教育が重要でありトラブルのない教育方針作りが必要で、実行計画方針作りが必要。このための情報セキュリティ教育（情報専門家）と技術倫理教育の専門家実施斡旋してほしい（日本技術士会へ）</p>	<p>必要に応じて関係機関と連携しながら、教員や児童生徒の情報モラルや情報セキュリティに対する意識を高める取組を行っていきたいと考えています。</p>
4	B	<p>スポーツ部門他各専門家集団の活用について、長崎県は福岡県などに比べ、各種専門家派遣制度が制度的に充実していない。遅れている。そのため、早急な対応実践プラン具体化を急ぐ必要がある。各分野に多数な専門家があり、若手県民の教育や、専門家の教育について、実践家登用を行って行く必要がある。</p>	<p>外部の専門人材の活用に関しては、本県スポーツの競技力向上対策として、現在、トレーナーや優秀な指導者を招いて選手等に支援や研修等を行っているところで、今後、社会人クラブや学校部活動など競技スポーツに親しむ関係者に対しても、スポーツ医・科学関連をはじめスポーツ関連の機関・団体と更なる連携を図り、競技スポーツの活性化に努めていきたいと考えております。</p> <p>その他、高校が取り組んでいる地域課題解決型探究学習においては、地域の専門家や行政機関との連携を図っているところで、また、教育庁主催の「高校生アントレプレナーシップゼミ」では、参加生徒に対して、県内外の起業家をはじめ専門家の方々から指導助言をいただいています。</p> <p>引き続き、各方面の専門家との連携に取り組んでまいります。</p>
5	B	<p>現在、高校、大学で行われている世界シェアを覗んだハイレベル教育機関指向や専門家深堀り指向について、一部長崎県でも実施中であるが、小さい時から小中学や専門学校、技能教育学校で独自性のあるチャンピオン教育を行っていくことも必要であろう。</p>	<p>グローバル化が進む国際社会において活躍する人材の育成については、児童生徒の発達段階に応じ、各小・中学校の特色を生かした学習や小中高連携の充実、キャリア教育の推進に取り組んでいるところで、今後も専門機関や専門学校等からの講師を招いた交流学习や産業エキスパートセミナー、技能五輪メダリスト招へい講習会等をさらに充実させ、高いレベルの技術者の育成に努めてまいります。</p>
6	D	<p>あらゆることが書いてあるが、この5年間の具体的目標を定め、次の10年、15年のビジョンを描き、小学校では〇〇、中学校では〇〇、高校では〇〇、生涯学習としては〇〇のような目標設定をして、一貫性があるものが分かりやすいと思う。5年間にあらゆることを欲張りすぎだと思う。この5年にやること、次の5年にやることのビジョンがある方が良いと思う。そのための予算確保を確実にやるべき。</p>	<p>計画策定にあたっては、人口減少社会などを踏まえた10年後、15年後の「予測される将来」と、社会が今後どのように変容していくのか「予測できない未来」の双方の視点を持って、今後5年間で特に取り組んでいきたい大きな方向性を示しております。ご提案の計画策定の方針については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、計画に掲げた施策が着実に実施できるよう、予算確保に努めてまいります。</p>

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
7	E	この指標が学校現場にどの程度影響を及ぼすのか見えない。ただ県が決めた指標なのか、学校現場に具体的に政策を実施するためにおろすのか分からない。県教委が定める教育振興基本計画と学校現場の感覚のズレが大きく感じるので、現場の声を反映した計画にしないと意味がない。	本計画は、学校関係者も含めた有識者会議からのご意見や直接子どもたちの声を聴くなどして策定を行いました。 教職員をはじめ県民総ぐるみで本県教育の充実・振興を図っていくことが大切であると考えており、学校現場においても指標は意識して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。
8	D	もし私だったら次のような計画を立てます。一例です。 1.小中高すべてのクラスでまずは35人以下学級を実現します。また、小学校1年生や定時制では、20人以下学級を実現します。 2.小中高すべての学校で長崎原爆を中心に平和学習を実施します。学年が上がるにつれて、長崎以外のこと、原爆投下に至る歴史、現代のことにも視野を広げた平和学習を実施します。 ……（続く） 「実現します」や「実施します」ならば、指標として測定しやすい。予算確保のメッセージとなる。	本計画は予算確保などを目的とした行政のための計画ではなく、様々な方々のご協力をいただきながら、共に本県教育の振興を図っていくために策定しております。 なお、少人数学級の推進については、県としても、子ども一人一人に目が行き届く教育体制を整えることは重要と考えていますが、財源の見通しが立たない中で、国の基準を超える県単独での教職員配置は困難であることから、本計画には記載しておりません。
9	B	長崎県総合計画では、「戦略1-1 施策3 男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくり」において「事業所における管理職（課長相当職）に占める女性の割合」が指標に取り入れられている（長崎県の強みとして女性管理職割合全国2位の記載もある）。長崎県の公立学校の女性管理職の割合は11.3%と全国最低レベルであり、ジェンダー不平等解消の観点において喫緊の課題である。教育振興基本計画においても、女性管理職について言及したり、指標として女性管理職の割合の目標を設定するなどの対応が必要である。	女性教職員の活躍促進は、事業主としての責務であることから、県教育委員会では、「特定事業主行動計画（令和3年3月改訂）」により、女性職員が個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、計画的なキャリア形成や採用・登用を促進するとともに、仕事と家庭生活の両立に向け、長時間勤務の是正をはじめとする職員の働き方改革や職場環境の整備を推進していくこととしております。 女性管理職の割合については、本計画において、令和7年度の目標値を16%に設定しており、引き続き、その向上に向けた取組を推進してまいります。
10	E	【章立てと構成】 第四期長崎県教育振興基本計画と、その前期の計画である第三期の内容を照らし合わせると、内容の空洞化に驚き、長崎県の教育の質の低下がここまで進んだかと思うと前途多難である。学校教育経験者しか県教委において本計画の策定に携わっていなかったとか、教育長が不在そして交代となって進まなかったとか、離島留学をめぐる混乱のために停滞したとか、いろいろな斟酌すべき事情があったかと思うが、「学校教育の振興計画」としてしか成立していない計画では非常に困る。いったんは第三章までの「学校教育の振興計画」で成立させて差し支えないが、速やかに第四章以降の「第三章までを実現するための施策・計画」の策定に着手し、家庭教育や社会教育の振興を含め、学校を取り巻く各主体の学びを実現する方策の記述を進めていただきたい。 第三章までで「学校教育の振興計画」としてみたときに、その目指すもの自体は共感する。しかしながら、地域や家庭のなかで、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、世代間のギャップもあって、学びの循環の輪が断ち切れようとしている中、「学校教育の振興計画」さえ成立すればよいと考えてしまうのは現実を見ていないと言わざるを得ない。学校からの都合の良い地域への期待にすぎない。学校を支える主体に期待するならば、学校を支える主体を如何に支えるかという考えを県教委が示さなければ、「教育振興基本計画」としては成立に程遠い。県教委の奮起を、児童の親として、期待する。	本計画は、様々な方々のご協力をいただきながら、今後5年間で特に取り組んでいきたいことを、教職員や県民の皆様へメッセージとしてお伝えしたいという思いから、特徴的なものに絞り、イメージ図を入れるなどして、コンパクトで分かりやすい形に作成することとしました。 「家庭教育や社会教育」の振興については、主に第三章の政策の柱03「生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する」に記載しています。ご指摘のとおり、学校教育は、家庭・地域に大きく支えられており、本計画においても、「学校と地域との連携体制の強化を図り、持続可能な学校づくり、地域づくりを進めます。」と記載しており、引き続き、家庭・地域教育力の向上に向けて様々な取組を推進してまいります。

第1章 第四期長崎県教育振興基本計画の策定

2 計画の性格・期間等（P1）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
11	D	「子ども読書計画」や「スポーツ振興計画」などの「第四期長崎県教育振興基本計画」が下支えする個別計画の存在を記載していただきたい。また、「公共施設等総合管理計画」など総合計画にともに紐づき、学校や公民館・図書館などを支える別の計画を連携する存在として明記していただきたい。さらに、梅毒等の性感染症の蔓延や闇バイトなどの事象に対して教育がそもそも有効に機能していれば避けられる案件について、福祉部門との連携によって県民の素養を高める視点で「長崎県福祉保健総合計画」との関連付けをお願いしたい。長寿社会課の地域包括ケアと社会教育・生涯学習は、密接につながっているはずである。	関連する各個別計画との関連付けの詳細は記載しておりませんが、読書活動やスポーツの振興、県立学校をはじめとした施設整備の推進、福祉機関と連携した支援や学びの提供について記載しております。

第2章 社会の動向と本県教育を取り巻く現状・課題

1 VUCAの時代の到来

(予測困難な時代を生き抜く資質・能力の育成) (P3)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
12	B	「VUCAの時代の到来」に関する県の現状・課題認識に賛同いたします。特に、予測困難な時代を生き抜く資質・能力の育成の認識に賛同するとともに、VUCAの時代の到来において、学校や家庭のみではなく、行政や企業などの支援・協働による取組の必要性は重要な視点と認識いたします。	「つながり創る豊かな教育」の基本テーマのもと、様々な関係者とつながりを深め、ご協力をいただきながら教育の振興に努めてまいります。
13	A	「学習指導要領：全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。」 →学習指導要領で「小学校、中学校、高等学校等ごと」の「等」は「特別支援学校」しか含まれない。特別支援学校の学習指導要領も小学校、中学校、高等学校と同様に（予測困難な時代を生き抜く資質・能力の育成）に示す事項により、又小、中、高と特の学習指導要領が「つながり」をもって改訂されたものである。よって、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校ごとに」と特別支援学校を明示すべきである。	ご意見のとおり特別支援学校を明示するように「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校ごとに」へ変更しました。
14	D	「地域社会の方々にも理解していただき、学校や家庭だけでなく、行政や企業などの支援をいただきながら、協働した取組が必要。」と記載されているが、地域社会や企業との協働のため「つながる」ことが必要なのは書いてあるが具体策がないので、政策として掲げて欲しい。	本計画は、教育に携わる様々な方々のご協力をいただきながら、今後5年間で特に取り組んでいきたことを大きな方向性として示しております。 また、地域や企業とのつながりについても例としてお示しをしているところです。 なお、本計画に掲げる方針に基づき、各年度の施策や事業を検討し、予算公表時にお示したいと考えております。

2 共生社会の実現

(ウェルビーイングの向上と共生社会の実現) (P4~5)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
15	E	共生社会とは何か？もっと知りたいと思います。基本的に、だれでも、未来を思うときには、未来は明るいものだと思います。だれでもです。不確定ではあるけれども、不安になることは、ありません。全ては、SDGsの実現できたとき、よい町が生まれるでしょう。	今後の参考とさせていただきます。
16	B	不登校児童生徒数と特別支援教育を受ける幼児児童生徒数の変化をグラフで表示されているが、長崎県だけでなく全国的に増えている。この現状を解決するための具体的な政策を長崎県の今後の教育振興計画として、はっきり打ち出して欲しい。	不登校児童生徒への支援については、第3章の政策の柱02-⑥に記載しており、今後も文部科学省「COCOLOプラン」や有識者の意見を踏まえ、必要な施策を検討してまいります。 また、特別支援教育を推進するための具体的な取組については、第3章の政策の柱01-④に記載しており、今後も引き続き、障害のある子どもたちの指導や支援の充実に努めてまいります。

(「子ども基本法」を踏まえた対応) (P5)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
17	B	「子どもや若者及びその関係者が意見を言える場や仕組みをつくり、子どもに関わる各種施策、計画等に反映させていく必要があります」とあり、長崎県内の児童・生徒にアンケートが今年7月に実施されているが、今回の長崎県教育振興基本計画のどの部分に反映されたのか明確にしたい。	「長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート」による意見が第四期長崎県教育振興基本計画や教育施策にどのように反映されたかについては、県ホームページ等を通じて、子どもたちにフィードバックすることとしております。
18	B	実際にこの教育振興計画案の策定において、子どもや若者及びその関係者の意見を聞き反映させているのか。実際に困っている子どもや若者やその関係者の声を反映させてほしい。特に、不登校や特別支援教育の対象者の声を反映させてほしい。	計画策定にあたっては、「長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート」を実施し、直接子どもたちから意見を聞き、計画に反映させるとともに、今後の施策の参考とすることとしています。 今後も、多くの子どもたちや関係者の意見を聴く機会を設定し、施策等に反映していきたいと考えています。

3 人口減少社会と人生100年時代

(人口減少社会) (P6)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
19	D	学校の複合化（空き教室に小規模多機能の介護施設が入居することや、まちづくりを担う協議会などが入居すること）や、立地適正化計画に基づく社会教育・生涯学習施設の複合化など、コンパクトシティの考え方に基づく学びの集積効果とその必要性について、もっと声高らかに謳っていただきたい。	今後進んでいく人口減少や施設の老朽化を鑑みると、公共施設の複合化は一つの方向性と考えられますが、市町の公立学校を含む公共施設の運営及び管理は設置者である市町が行っており、複合化の効果や必要性は市町の実状によって異なるため、計画への反映は難しいと考えます。
20	C	東京や福岡などの大都市等でいじめ・不登校などに向き合っている子どもたちに、リフレッシュの機会や進路選択の多様性として離島留学を推進されていることに敬意を表す。しかしながら、支えている方々のなかには、不適切な納税・申告や、食品衛生法の理解不足などが垣間見える。国土交通省の離島活性化交付金の制度がそもそもよくないせいもあるが、基礎自治体職員の監督不足も著しい。自治体職員や各種事業者のリスクリリングを進め、質の高い離島留学を行っていただきたい。なお、離島の現実を知ってもらい、より実情に応じた有効な手立てを考えてもらうために、国土交通省の離島振興課から離島の高校ごとに支援員を人事交流として派遣してもらってはどうか。	離島留学制度については、外部有識者も含めた「これからの離島留学検討委員会」のご意見を踏まえ、現在改善策をとりまとめているところです。その中で、里親の研修も実施することとしており、関係市や各機関と連携しながら、離島留学制度の改善を図ってまいります。

(長崎県の産業構造やまちの変革) (P7)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
21	A	〇印2、3番目 都市部での開発について記載されている。離島や半島部の「まちの変化」についても言及すべき。	離島や半島部に関しては、「その他、県内の各地域においても、歴史や地域資源を活用した様々な取組みが行われており、～」と記載していましたが、ご意見を踏まえて、より具体的に「また、離島を含め県内の各地域においても、質の高い宿泊施設の開業やリニューアルなど、観光業を中心に」、「U・Iターン者等による各地域の振興に資する新たな取組も見られます。」と追記しました。
22	D	〇印5番目 人間の全人的発達を保障するのが教育であり、「産業構造の変化」にあわせた「人材育成」をすることは、教育の目的ではない。	本計画は、大学や高校の専門学科における教育も含んでおり、地域の未来を担いたいという思いを持った学生や児童生徒に対して、社会の変化や地域の産業の動向等を踏まえながら、求められる資質・能力を育成することも、教育の一つの役割であると考えております。
23	A	現在IRの誘致状況が混迷している状況で、これをそのまま標記することにより違和感がある。削除された方がいいのではと感じる。	本県が佐世保市に誘致を目指していた特定複合観光施設（IR）については、令和5年12月に国が区域整備計画を認定しない方針を明らかにしたことから、記載を削除することといたしました。

(教員のなり手不足) (P8)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
24	D	〇グラフ 時間外勤務が減少しているように見えるが、持ち帰り時間を反映していない、昼休み時間の労働が反映されていない、出退勤時刻の不正打刻がある、などの理由で、正確な数字とは言えない。この点について言及すべき。	各学校に対しては、正確な回答の徹底を呼び掛けており、本結果はそれを踏まえたものとなっています。正確に把握することについては、各市町教育委員会を通して指導するとともに、管理職員を対象とした研修会等においても引き続き指導してまいります。
25	D	一見、時間外勤務時間が減少しているようですが、持ち帰り時間が反映されず、昼休み時間の労働も反映されていません。また、出退勤時刻の不正打刻があるなどの理由で正確な数字とは言えません。グラフの説明に、この点を記載してください。	

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
26	B	<p>3つ目の〇について、教育現場において、保護者や地域住民の方が過去に自らが受けた教育を当たり前と認識されており、当然のように、教員に対して家族や大事な人と過ごすプライベートな時間を犠牲にして生徒の対応をするように求めてくるといった状況があります。勤務時間を越えて面倒をみる教員は良い教員で、面倒を見ない教員は悪い教員であるという独善的な評価を行う保護者の方がいらっしゃいます。そのような環境で、教員は勤務時間外まで、生徒、保護者に対応せざるを得ない状況が生まれています。その多くは部活動指導の場で起きているように感じており、教員の超過勤務の大きな原因になっていると思います。</p> <p>「仕事の価値ややりがいなど教職の魅力を広く発信していくことも必要です。」とありますが、それよりも「部活動の指導は、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない」「勤務時間外の業務はさせない」という意思が伝わる言葉をはっきりと県民に対して発信していただきたいと思います。教員の仕事を一番見ている生徒がやりがいや魅力を感じないまま大人になっているため、教員のなり手不足が生じていると思います。勤務時間について、雇用主が教員を守る姿勢を見せていただくことで、学生たちは安心して教員を目指すのではいでしょうか。保護者や地域住民の方々にも理解してもらえなければ、教員の仕事環境は変わらないまま超過勤務は減ることなく教員の条例違反と教員のなり手不足は続くものと思われれます。ご検討をお願いします。</p>	<p>教員の「働きがい改革」を推進するためには、教員の労働環境改善を着実に進めることが重要であり、教員の働き方の見直しを一歩ずつ進めているところです。</p>
27	D	<p>〇印3番目 大学で教員免許を取得する学生は、教職の魅力はわかっている。魅力はわかっているが、働き方がひどすぎるために敬遠されている。働き方改革について具体的に言及すべき。</p>	<p>本計画は、取り組む全ての施策を網羅的に記載しているものではなく、今後5年間で特に取り組んでいきたいことを大きな方向性として示しております。</p> <p>働き方改革に係る具体的な取組については、本計画に掲げる方針に基づき、今後の施策に併せて周知してまいります。</p>
28	D	<p>各大学において教員免許を取得する学生は、教職の魅力については十分にわかっています。教職の魅力を知っていながらも、無給の長時間労働の実態を見聞きして、教職に就こうとしていないのが現状です。働き方改革について具体的に言及し、採用試験受験者が増える施策を明示してください。</p>	

SDGsの理念を踏まえた教育の推進 (P9)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
29	D	<p>SDGs及びESDの理念を踏まえながら、とあるが、大規模な予算措置と人員の配置なくして、理念を実現することは不可能。実現する道筋を示すべき。</p>	<p>環境や貧困、人権、平和など世界規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自ら考え、自ら行動する力を身に付けることは重要と考えており、学習指導要領等に基づき、各学校段階において、SDGs及びESDの理念を踏まえた取組を推進してまいります。</p>

第3章 これからの長崎県の教育について

1 計画の基本テーマ (P10~12)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
30	B	<p>学校の閉鎖性が声高に言われるなかで、様々な関係者が「つながり」をもって機能的に取り組んでいくテーマ設定に賛同します。特に、先のVUCAの時代の到来を踏まえると、「地域の持続的な発展のために、学校・家庭・地域や学校と産業界が協力して人材を育成していくことが必要である」との県の見識に賛同します。</p>	<p>「つながり創る豊かな教育」の基本テーマのもと、様々な関係者とつながりを深め、ご協力をいただきながら教育の振興に努めてまいります。</p>
31	D	<p>現在、学校で行われている「キャリアパスポート」は廃止すべき。職員の負担になっている。</p>	<p>学習指導要領の解説及び文部科学省の通知に基づき実施しているものであり、廃止することはできません。</p> <p>キャリア・パスポートについては、小・中・高等学校を通してキャリア教育に系統的、発展的に取り組んでいくための、効果的な教材として位置付けられており、その意義についても学習指導要領解説において示されています。各学校においては、国や各教育委員会が提供する各種資料等を、各地域や各学校の実態に応じて、柔軟に工夫しながら活用していただきたいと考えております。</p>
32	B	<p>遠隔教育センターからの配信は、対面での授業ができない場合の補助的なものとするべき。小規模校にも教職員を配置することが基本であり、県内のどこに住んでいても高度で専門的な教育を対面で受ける権利がある。</p>	<p>小規模校においても配置された教員による対面授業が基本であると考えています。遠隔教育センターによる配信により、現状の教員配置では対応が難しい科目の開設や、教員が専門外の授業を担当する負担を軽減する効果が期待できると考えております。</p>

2 政策の柱と主要な施策

【政策の柱01】一人一人に応じた最適な学びを提供する

①成長の基盤となる資質・能力の育成 《確かな学力の育成》（P14）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
33	D	〇印2番目「主体的・対話的で深い学び」について、県学力テスト、全国学力テストの平均点競争と矛盾している。点数による学力競争をやめるため、県学力テスト、全国学力テストを廃止すると明記すべき。	全国学力・学習状況調査及び県学力調査は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の結果として、児童生徒の資質・能力の定着状況を把握し、その結果を分析し指導の改善につなげるためのものであることから、必要であると考えます。
34	A	「デジタルを積極的に活用すると同時に～」とあるが、次期学習指導要領で盛り込まれる可能性がある「デジタル・シティズンシップ教育」について言及がなくてよいのか？ 今後、情報モラル教育から進んで、デジタルテクノロジーの善き使い手を育成が必要になると考える。	「デジタル・シティズンシップ教育」は、現段階では学習指導要領に記載がなく、取扱う内容が明確でないことから、文言そのものは記載しませんが、ご意見を踏まえ、P14①成長の基盤となる資質・能力の育成 《確かな学力の育成》の〇3つ目を、「～デジタルを積極的に活用しながら、子どもたちの情報活用能力を育成すると同時に～」に修正しました。

①成長の基盤となる資質・能力の育成 《豊かな心の育成》（P14～15）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
35	B	近年の社会状況を考慮し、性に関する指導の充実や性的マイノリティの理解促進への言及がひとつではないか。	「性的マイノリティの理解促進」については、「豊かな心の育成」の「様々な人権課題」に含まれており、「性に関する指導の充実」は、「健やかな体の育成」の健康教育で取り扱っております。今後はそれぞれにおいて、育成や推進を図ってまいります。
36	B	15ページ第3章柱01に、人権課題について記載があり、注釈に子どもの人権問題と記されていますが、子ども自身が子どもの権利を学ぶことが明記されていません。 20ページ第3章柱02に、子どもの権利の擁護、意見表明機会確保についての記載がありますが、子ども自身が、そういう権利を有していることを知らされることについて、明記されていません。 子ども自身が、自分の権利を知らなければ、自分や相手を大切にできませんし、意見表明の権利があることを知らなければ、表明することができません。 これらのことから、計画内に「子ども自身が子どもの権利について学び、自分や他者を大切にすることを学ぶ機会を確保します。」といった内容を明記してほしいです。	子ども自身が、子どもの権利について学び、自分や他者を大切にすることを学ぶ機会を確保することは、こども基本法の趣旨に照らしても、大切なことであると認識しております。各学校においては、子ども自身の権利を含む様々な人権教育を通して、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、他者を思いやる豊かな心の育成を目指しているところです。 子ども自身が子どもの権利についての理解を深め、互いの人権を尊重し、安心して意見表明できる人権教育を推進するとともに、教職員研修等を通じた啓発にも引き続き取り組んでまいります。

②「ながさきの魅力を心と記憶に刻む」「人と産業に出会う」ふるさと教育の推進（P15～16）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
37	B	6ページにもあるように長崎県の人口は50年前から人口減少がはじまり、今後も減少が想定しているなかで、長崎県で育ち、前途有望な若者が長崎県に定着し、活躍いただくことは、県の教育はもちろん、県全般の課題にとって最重要課題であると認識しております。そのような認識に基づくと「子どもたちの『ふるさとで活躍したい』（中略）と思う心を地域ぐるみで育みます。」は是非推進していただきたいと考えます。	ふるさと教育については、子どもたちの資質・能力、ふるさとへの愛着と誇りを育む上で、重要な教育施策の一つであると認識しています。子どもたちがふるさとを心の軸として、将来社会で活躍できる力を育むことができるよう、地域ぐるみのふるさと教育を推進してまいります。
38	D	「STEAM教育」について、学校は、企業が求める人材を育成する場ではない。働き方改革がすすまないか、さらに新たな「〇〇教育」が学校に入り込んでくる。スクラップアンドビルドではなく、ビルドアンドビルドでさらに多忙になる。	STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民として必要となる資質・能力の育成を目指しているもので、企業が求める人材を育成することのみを目的としているものではないと考えています。 STEAM教育は「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされており、現在、学校で学んでいることを実社会と結び付けることによって児童生徒の強力な学ぶ動機づけにもなると期待されています。教育の質の変換を求められているものであり、現在の取組の中にすでにSTEAM教育に分類されるものもあると考えております。

④インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進（P17）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
39	D	分離教育である「特別支援教育」ではなく、インクルーシブ教育を推進すべき。すべての児童・生徒が地域の学校で学ぶことができる環境を整えるべき。	「共生社会」の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要と考えます。また、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごす、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要となります。したがって、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを整備する必要があり、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要であると考えております。
40	D	「学びの場の整備に取り組みます」と記されている。このためには、今の分離教育を廃して、地域の学校のバリアフリー化、医療的ケア看護職員の全校配置、教職員定数の大幅な見直しが必要。確実な計画、予算措置について言及すべき。	学びの場の整備とは、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備と考えています。障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるように、全体的な視点に立ち、地域や学校の実情等を踏まえながら学びの場の整備に取り組んでまいります。
41	A	「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が行う障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習を一層推進し、互いの違いを認め合い地域とのつながりを深めるための取組の充実を図ります。」 →「あるいは地域の障害のある人とが触れ合い」の「あるいは」と前文とのつながり、「地域の障害のある人」と「誰」がつながる取り組みとしているのか関係性が分かりにくい。「障害のある子ども」と「障害のない地域の人々」であれば分かるが、「障害のある子供」と「地域の障害のある人」との触れ合いが、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進と言えるのか整理が必要である。	「あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、」を削除して、「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が行う障害のある子どもと障害のない子どもが、共に活動する交流及び共同学習を一層推進するなど、互いの違いを認め合い地域とのつながりを深めるための取組の充実を図ります。」と変更しました。
42	A	「個別的教育支援計画：乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で作成される支援計画。」 →令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告で、さらに、同年1月26日に中央教育審議会において令和の日本型学校教育に関する答申で、これらの報告及び答申を踏まえた、令和3年6月30日の「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」や、令和3年6月30日の「個別的教育支援計画の参考様式について」の事務連絡（文科省）では、本稿の最初の白丸のとおり「ニーズ」ではなく「教育的ニーズ」として整理されている。よって、「障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し」と最新の情報にアップデートする必要はないか。	ご意見のとおり「障害のある児童生徒の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し」へ変更しました。
43	D	医療的ケア児及びその家族に対する支援のためには、学校における医療的ケアの環境整備の充実だけでは十分ではないので、学校等における「等」を入れて欲しい。	医療的ケア児及びその家族に対する支援のためには、学校における医療的ケアの環境整備だけでは十分ではないことは、ご指摘のとおりであり、国や地方公共団体、学校設置者である県教育委員会がそれぞれの役割を果たしていく必要があり、県教育委員会の責務として、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るよう明記しております。

⑤「遠隔教育センター」を中心とした教育DXの推進（P18）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
44	B	society5.0時代が到来している中、小中学生からICTを活用した学習を行うことは、より学習内容の幅が広がり、理解度も高くなること、当県の地理的制約の解決策や、不登校等の問題対策など、一助となると考えおり、極めて重要な施策と考えます。 なお、ICT活用により、サイバーリスクも増えることから、教育機会の安定的な確保の観点からも、当該リスクに備えた十分な対応をすべきと思慮いたします。	生成AIなどICT技術を活用した学習活動には様々な可能性があります。その学習環境の確保のため、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、柔軟な運用に努めているところです。 更に、職員・児童生徒・保護者に対しても、ICT機器を使用する際の「心構え(情報リテラシー)」の啓発・周知を行い、積極的な活用を推進しているところです。
45	B	令和7年度県教育センター内に設置予定の「遠隔教育センター」は、離島や不登校児童生徒、通信制高校の学びには大変重要な政策です。離島が多い長崎県で今まで整備されていなかったことを疑問に思います。困っている児童生徒や保護者の声を反映し、6年度にも試験的にでも実施して欲しいです。	遠隔授業の配信は令和6年度から試行的に実施する予定です。離島の小規模高校等のニーズに応じて生徒の学びをサポートできるよう実践を重ね、配信授業等の質を高めていきたいと考えております。

指標（P19）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
46	D	全国学力テストの平均点を最終目標値に掲げることは、教育振興にはならない。学力テストを廃止すべき。	全国学力・学習状況調査は、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の結果として、児童生徒の資質・能力の定着状況を把握し、その結果を分析し指導の改善につなげるためのものであることから、必要であると考えます。
47	D	No.1 「全国学力・学習状況調査の平均正答率」について、全国平均以上という目標はかなりあいまい。全国の半数は平均より上、半数は下になる。中央値から大きく離れてなければ問題はない。そもそも悉皆調査は経費の無駄です。	全国学力・学習状況調査は、全国の国・公・私立学校の対象学年全児童生徒を対象として行われるものであり、学力の定着状況を相対的・客観的に把握することができるものと捉えております。
48	D	No.2 「学校の授業が分かると回答した児童生徒の割合」について、全部の児童生徒にアンケートをとってもどの教科のどの単元かによって異なるので、数値として意味がない。ほとんどの項目の指標は測定不可能だと思う。	当該指標の設定は、「主体的・対話的で深い学び」の視点による子どもたちの学習改善と、教員の指導改善を推進することを目的に実施するもので、また教育施策の成果と課題を検証するうえでも効果的なものであると考えています。
49	D	No.8 「小中高が一体となったふるさと教育を実施している市町数」について、正確なデータは得られるかもしれないが、小中高一体となったふるさと教育とはどんなものを指すのかわからない。小中高一体となったふるさと教育の必要性を感じない。高校は校区が広く、一体となるのは、無理がないか。	ふるさと教育は、子どもたちの資質・能力、ふるさとへの愛着と誇りを育む上で、重要な教育施策の一つであると考えます。ふるさとの未来を担う力を子どもたちに育むためには、小中高の12年間を見通したふるさと教育を、地域ぐるみで推進することが必要であると考えます。
50	D	県内高校生の県内就職率は、教育振興の目標にならない。県内外問わず、生徒が希望する職業への就職、希望する大学への進学を支えることが重要。	ご指摘のとおり、「県内外問わず、生徒が希望する職業への就職、希望する大学への進学を支えること」が前提ですが、長崎県を支える人材育成も本県の重要課題であり、県の総合計画と合わせて指標として設定しております。
51	D	No.10 「高校生の県内就職率」について、就職は個人の自由。県が目標を定めるのはおかしい。教育の指標ではないが企業の求人数や賃金の方が目標値としては妥当。	ご指摘のとおり、「就職は個人の自由であり、生徒が希望する職業への就職を支援すること」が前提ですが、長崎県を支える人材育成も本県の重要課題であり、県の総合計画と合わせて指標として設定しております。

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
52	D	No.10 「県内高校生の県内就職率」について、6～7ページ「人口減少社会と人生100年時代」において県指摘のとおり、当県の人口減少は教育・成長の機会や教育の質の低下にもつながっていくものと考えております。令和3年3月作成「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」において、県内高校生の県内就職率は令和7年度目標として68.0%を設定されていることは承知しておりますが、①7ページ「長崎県の産業構造やまちの変革」において「100年に1度のまちの変革」との記載にあるように産業構造や就職機会の変化、②コロナ禍であったとは言え、県内高校生の県内就職率は、令和4年3月卒で過去最高の72.1%、令和5年3月卒は69.6%を記録していること、③15ページに記載のある「『ながさきの魅力を心と記憶に刻む』『人と産業に出会う』ふるさと教育の推進」による教育効果を踏まえると、令和10年度最終目標値68%は保守的とも思慮いたしますので、県全般の振興の観点からも再検討いただきたい。	本県の、県内就職率（公私立）は平成25年（58.6%）から令和5年（69.6%）の10年間で11.0%増加しております。 目標値は長崎県総合計画に沿って、設定したものです。が、進路指導は、生徒が希望する職業への就職を支援することが大前提であることを踏まえ、検討を重ねた結果68.0%と設定しております。 今後も長崎県の魅力や新しい産業の情報等を伝えながら、県を支える産業人材の育成に努めるとともに、生徒の希望する進路実現の支援に努めてまいります。
53	D	No.10 「県内高校生の県内就職率」について、目標値が基準値よりも低いのはおかしいのでは？	
54	D	「学びに向かう力・人間性等」など主体性を測る指標が必要ではないか。	生徒の「主体性」を測る指標としては、政策の柱02－No.4に設定しています。 また、学習指導要領に基づく「学びに向かう力・人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として、各学校が編成する教育課程に基づき、各教科・科目で目標を立て、その到達状況を評価し、生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすものです。したがって、県の尺度で一律に指標を立てることはそくわないと考えます。
55	D	P19、24には児童生徒の割合という指標が多いが、全員が経験させるを目標にするのは良いが、意識が高まったとか愛情があるとか100%近くを目指すのはおかしい。	「郷土長崎への理解と愛情」「ふるさとの発展に貢献したいという意識」については、郷土を愛する態度や社会の形成に参画する態度といった教育基本法に定められた教育の目標に基づく指標であり、すべての子どもたちに養うものとする目標値として設定することは適切であると考えます。

【政策の柱02】新しい時代に求められる魅力ある学校をつくる

①県立学校の魅力化の推進（P20）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
56	A	20年間長崎県の目玉政策として実施し持続可能な事業としていた「離島留学」の言葉を外されたのは、何か意図があるのでしょうか。これからの離島留学検討委員会の中で検討された内容の反映もされていないように感じます。持続可能な事業とする場合、より具体的な政策として打ち出されたほうが良いと感じます。	ご指摘の通り、離島留学制度の記載であることが分かりやすくなるよう、「学科やコース」の記載を「離島留学制度」と修正しました。 なお、本計画では、「県立学校の魅力化の推進」の項目として、学びについて記載しているものであります。離島留学検討委員会で検討された内容については、今後改善策をとりまとめ、取り組んでいくこととしております。

③子どもたちのために教員が輝く「働きがい」改革（P21～22）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
57	B	<p>この政策について、吟味しつつ、と同時に加速度的に推進していただきたいと思ひます。 <<推進を希望する理由>> 30年来交流のある元教員であった知人、近隣の現教員(異動により現在とは他市勤務、新任で着任など)の方から世間話を含めて教育の分野のお話を伺ったりもし、単身赴任で頑張っておられ、過労死になってしまうのではとこちらが心配する程多忙な姿をお見かけしたことが頻りにありました。 なかでも、部活(引率等)で休日も早朝から出勤されておられました。代休、休日手当などがあるにせよ、“教員”であっても“生身”の人間です。社会の中の一構成員です。それぞれの家族・家庭があります。教育についての熱意だけではやっていけない部分もあると思ひます。それと、本県に於いては、離島を抱えているところも「なり手不足」の一つの要因かと。 一方、情報伝達に関する機器の発達・展開に伴い整備が進んだとしても、機械ではなく人でないと無理な部分もあることでしょう。教育について触れられた書籍の中で、『人は自然の一部です。』また、『大人もビルの谷間に埋もれてばかりでなく、一時でも自然の中に身を置きましょう。』というニュアンスの文章が印象に残っています。 数えれば、マイナス要因が多い世の中ですが、マイナスと思われることでも、発想の転換でプラスに持っていけます。 例えば、付箋紙。 当初は粘着力の弱さが弱点で赤字→粘着力の弱さが思わぬところで威力発揮し売上急増。 コロナと同時に価値観の変容も。コロナ禍で都会を離れ田舎暮らしを始めた世帯もあったと聞きます。前記で、離島云々と述べましたが、離島イコール自然の宝庫です。 この豊かな自然の中で子育てしたい・島留学したいなどと思ひを馳せるご家族・子供さんがきっといらっしやることでしょう。 PR・色々な制度の利活用などで諸地域の活性化に繋がれたらと思ひます。 “働き方改革”で諸々の変化が散見されます。 金融機関では、昼休み時間はATMは稼働・窓口対応休止といった具合です。全ての産業・社会が歩調を揃えてという訳にはいきませんが、教育に於いても超過勤務の時間が更に減じ目標値に到達する他にも“教員”の方々が置かれている状況が改善されることを願ってやみません。 子供達・生徒達も、教員の方々ももっと”人”らしく生きていけたらと。</p>	<p>教員の超過勤務やなり手不足については、本県においても大きな課題であると考えており、本計画においては、「子どもたちのために教員が輝く『働きがい』改革」を主要な政策の一つに位置づけています。 教員の労働環境改善を着実に進めるとともに、資質向上にかかる研修制度を見直すなどとして、一人一人が教職の魅力や働きがいを実感しながら、子どもたちと向かい合うことができるよう、各種取組を推進してまいります。</p>
58	E	<p>学校における働き方改革については、2019年の中央教育審議会答申に基づいた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」以降、様々な取組がなされてきた。その結果が8ページの（教員のなり手不足）で『「超過勤務が月80時間を超える教職員の割合」は、各種取組により大幅に減少（小中学校 H29：7.3%→R4：1.2%）しました』と記載されている。数字の検証については省くが、現場教職員にとって過労死ラインの危機を脱したとの感覚は持ち得ず、道半ばである。 そういう中で、「学校における働き方改革」との文言が消え、「教員が輝く「働きがい」改革」を施策としたことは遺憾である。教員のなり手不足が解消されるべき大きな課題であることに異論はないが、「チーム学校」を謳いながら学校事務職員・学校栄養職員等を除いた「働き方改革」では意味がない。今年8月、中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」が公表した「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」（提言）では、業務の適正化の一層の推進として「学校・教師が担う業務に係る3分類を徹底するための取組」をあげているが、2019年答申から4年が過ぎ「改革」が進んでいない要因を明らかにすることなく、学校事務職員等に一方的に業務負担を求めている。事務職員・栄養職員の病気休職率は教員よりも高い状況での一方的な押し付けはすべきではなく、メンタルヘルス対策等の充実を図るべきである。</p>	<p>働きがい改革とした意図は、いわゆる働き方改革を着実に進め、超過勤務縮減等の労働環境改善を確実に図ったうえで、教職員が子供と向き合い、教員としての働きがいを感じるようにするというものです。 教職の魅力を高め、県民にその魅力を広め、教職を目指す方を一人でも多く掘り起こすことによって、学校の指導・運営体制の充実が図られ、そのことで、教員が元気に生き生きと子供たちと向かい合い、子供たちの学びを豊かにすることを目標としています。 なお、本計画は、取り組む全ての施策を網羅的に記載しているものではなく、今後5年間で特に取り組んでいきたい項目をコンパクトに示しています。ご指摘の学校事務職員、栄養職員等も含め、全ての教職員の労働環境の改善やメンタルヘルス対策については、引き続き着実に取り組んでまいります。</p>
59	A	<p>「消費者教育や探究学習など新しい時代に求められる学びや～」とあるが、なぜこの文脈で「消費者教育」が出てくるのかわからない。「STEAM教育」なら理解できるが、また、記載するにしても「探究学習」が前ではないか。</p>	<p>「消費者教育」については、成年年齢の引き下げによる影響も踏まえ、一人一人が自立した消費者として、安心して安全で豊かな生活を営むため、今後も民間企業等と連携しながら教員の資質向上を図っていく必要がある分野の一つと考えております。 なお、「消費者教育」と「探究学習」を記載する順番については、ご指摘のとおり、文言の入れ替えをし、新しい時代に求められる学びに対する研修の充実により教員の資質向上を図ってまいります。</p>

⑤新しい時代に求められる学びの提供 (P22)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
60	B	<p>当該記載の内容に賛同いたします。特に「関係機関や団体とも連携して主権者教育・消費者教育・金融教育の充実に努めます」は、県ご指摘のとおり自立した社会の一員に育成するためには重要な教育と考えておりますので、是非、推進いただきたい。</p> <p>なお、当会も令和5年10月に発足した長崎県下の金融機関の多くが参加する「ALL長崎 金融リテラシー向上プロジェクト」への参画や、損害保険リテラシー教育教材の提供を通じて、県と連携した学びの提供の協力ができるものと考えております。</p>	<p>「ALL長崎 金融リテラシー向上プロジェクト」への参画と協力を感謝いたします。多くの企業や関係機関の皆様のご協力をいただきながら、主権者教育・消費者教育・金融教育の充実及び推進に努めてまいります。</p>

⑥誰もが安心して学べる環境の整備 (P23)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
61	E	<p>「授業料などの教育にかかる経費負担を軽減するための支援を行うことにより、県内全ての児童生徒が経済的な理由により修学を断念することがないように、学びの機会を保障します。」について、憲法第26条「義務教育の無償」と合わせて理念はそのとおりだと思われ、私たちはその取組を進めてきたが、施策は具体的な手立てが欠如している。</p>	<p>長崎県では、授業料などの教育にかかる経費負担を軽減するため、以下の取組を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援費補助事業 ・高校生通学費補助事業 ・離島高校生修学支援費補助事業 ・定通課程修学奨励事業 ・奨学給付金事業 ・特別支援教育就学奨励事業 <p>今後も、児童生徒が経済的な理由により修学を断念することがないように、引き続き国の制度も活用しながら修学支援に努めてまいります。</p>
62	E	<p>「県立学校などの施設の定期的な点検と長寿命化対策等の計画的な改修により、老朽化等による事故防止に努めるとともに、生徒の学び方に合わせた教育環境整備や学校の実情に応じたバリアフリー化を推進します。」について</p> <p>バリアフリー法の改正に伴い、2020年12月に改訂された「学校施設バリアフリー推進指針」で進められている公立小中学校のバリアフリー化の状況は、今年9月1日時点で、校舎のバリアフリー率が70.4%、エレベーターが29.0%となっている。また、整備計画の策定は25.0%にとどまっている。2025年度末までの目標は、「①バリアフリー率：避難所に指定されている全ての学校に整備する。②スロープ等による段差解消：全ての学校に整備する。③エレベーター：要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する」となっていることから、障害者基本法に則り、地方公共団体の責務として、整備計画の策定を進めるとともに、「指針」による整備目標の達成に向けた施策を講じるべきである。</p>	<p>学校施設は、障害のある児童や生徒が支障なく学校生活を送ることができるように配慮することや、地域コミュニティの拠点、災害時の避難場所として機能することも求められていることから、バリアフリー化の推進は大変重要であると考えております。</p> <p>公立小中学校の施設整備については、設置者である市町において、個々の学校のニーズに応じた改修や整備が計画されるものであることから、引き続き、法の趣旨を踏まえた整備が進められるよう、各市町教育委員会に働きかけてまいります。</p>

指標 (P24)

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
63	D	No.5・No.6 実現のために何を実施するのか、実施することを指標にした方が良い。	<p>本計画の策定方針により、施策における取組の実施数・開催数といった数値的な数値による評価を避け、施策を実施したことにより効果がどれだけあったかを指標に設定しています。</p> <p>教員採用試験倍率や超過勤務の改善に向けて、第3章の政策の柱Q2③子どもたちのために教員が輝く「働きがい」改革に記載する内容を指針とし、効果的な施策の実施を図ってまいります。</p>
64	A	No.7 働きがい改革が進んだとはどのようにして測定するのかかわからない。	<p>働きがい改革は、「労務環境改善」と「教師としてのやりがいの実感」という二つの要素からなるものと考えております。</p> <p>ご意見のとおり、「働きがい」の実感は教員個々の受け止めで異なるものであることから、指標を「働きがい改革が進んだと感じる教員の割合」と変更し、全教員を対象にアンケートを実施し、前年度と比較して働きがいを実感できているかを測ることといたします。</p>
65	A	No.7 「働きがい改革が進んだ学校の割合」とあるが、何を基準として「働きがい改革が進んだ」と判断するのか不明。具体的に明確な指標が必要。	
66	A	上記と関連して、教員の働きがいというのであれば、「いまの職場は働きやすく、働きがいがありますか」など教員自身（管理職も含める全教員）へのアンケートが必要。その結果の「働きがいがある」と回答する教員の割合を指標とすべき。	

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
67	A	No.8 「より良い暮らし」に向けた金融や経済に関する正しい知識や判断力を養いたいと考える生徒の割合（高）」について、当該生徒の割合は高校生を対象としたものと考えているが、先に述べたように国の金融経済教育推進機構の発足を待たずに、当県において産・学が連携した「ALL長崎 金融リテラシー向上プロジェクト」が始動していることを鑑みると、令和10年度最終目標については、より積極的な数値を設定いただきたい。	「より良い暮らし」に向けた金融や経済に関する正しい知識や判断力を養う取組に向け、学校へ調査を依頼し、データの収集等を行っているところです。 また、最終目標値の取扱いについては、全ての高校生に取組が浸透していくことを鑑み、当該生徒の割合を85%以上に設定することとしました。
68	B	No.9 「いじめ解消率」について、いじめ解消が現在99.1%というデータに違和感を覚えます。実際に、何をもっていじめが解消したととらえられるか、難しいし、そもそもいじめが表面化しないことが問題で、困っていることはいじめをだれにも相談できないことではないでしょうか。不登校についても同じで、誰にもなかなか相談できない。話を聞いてくれる人がいないから、どうにもならない状況になって初めて、SSWやSCにつながる仕組みに問題があると感じています。	国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、いじめが解消されたと判断する目安として、「①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間止んでいる状態であること。」②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされていることが最低条件とされており、本県としても決して安易な解消としないよう努めております。 また、いじめや不登校については早期発見・早期対応が重要であることから、各学校では日頃からの丁寧な見守りと教職員間での情報共有に努めているところであり、引き続き、SC・SSWとも密に連携をとりながら教育相談体制の強化を図ってまいります。

【政策の柱03】生涯にわたり誰もが学び、活躍できる地域づくりを推進する

①生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり（P25～26）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
69	E	『長崎県立図書館吉岐分館』を設置してはどうか。吉岐市政の現状において、吉岐市自らが図書館を建て替える余力はなさそうである。自業自得の面はあるが、吉岐にある郷土資料は保全していただき、吉岐の県民を見捨てないでいただきたい。	県と市町はそれぞれの役割を果たしながら、協力して県内の図書館や読書環境の充実に取り組んでいます。 県立図書館として今後とも、市町立図書館の支援を進めていくとともに、県民の生活や学習活動等を支援するため郷土資料も含め、資料の保存にも引き続き努めてまいります。
70	E	生涯学習団体のなかで、公益法人改革の中できれいに対応できていない団体があれば、県教委が責任をもって監督責任を果たしていただきたい。	公益法人及び一般法人に対しては、各種法令に則り、引き続き適切に監督してまいります。
71	B	長崎県はまだ夜間中学について検討中になっていました。実際には不登校や通信制高校生でも、中学の学びなおしを必要としている方が多くいる離島にこそ、多様な学びを選択できる環境を整備する必要があります。実際に、途中でリタイアした生徒が、夜の仕事や反社の世界に入っている現状を知って欲しいです。	夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、国の教育振興基本計画等に基づき、まずは県内に一つの夜間中学設置に向け取り組んでいるところです。離島半島部においても、県民の教育機会の確保等を総合的に推進するため、学習支援の在り方の検討を続けてまいります。

②地域と学校の未来をつくる活動の推進（P26）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
72	B	「ココロねっこ運動」の取組や「家庭の日」の啓発が、形骸化しています。「長崎県子育て条例」についても同じです。離島留学制度を利用した生徒が亡くなくても、大人には問題が無かった。本人の問題として結論づけられたことに対し、この条例に基づいた検討がなされたのか、疑問に感じています。運動や啓発だけではなく、実際に具体的な取り組みを政策として掲げて欲しいです。	「ココロねっこ運動」は、「できることから大人から」を合言葉に子どもの健やかな成長のために大人の社会を見直す県民運動です。県では市町や県内事業所、団体等と連携して県民一人おひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するよう運動の普及啓発等に取り組んで参りました。これまでの取組により、特に学校現場での浸透が図られてきており、令和3年度に行った調査では運動の県民における認知度は9割を超えています。また、「家庭の日」についても、県民が家族のきずなを深める日として市町などと連携して広報・啓発を行ってきたところです。 今後とも、「ココロねっこ運動」など社会全体で子どもと子育てを応援する機運の醸成について取り組むほか、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる長崎県づくりに向け、関連する施策を推進してまいります。

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
73	B	日本国民の人口減少、子供の数の減少による小中学などの統廃合が計画されているが、中学路の安全確保、交通バスの減便が実施されている中、コミュニティバスなどの活用など整備が重要となろう。そのため、コミュニティ、PTAなどや警察などとも十分相談し、学校教育の地域での全力支援を計画すべきである。	「つながりが創る豊かな教育」の基本テーマのもと、学校と地域との連携体制の強化を図り、地域総ぐるみで子どもたちを守り育てる取組を推進してまいります。

【政策の柱04】 人生や地域に潤いと活力をもたらす、文化芸術・スポーツ活動を推進する

②子どものスポーツ機会の充実と地域に活力を与えるスポーツの振興（P28～29）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
74	E	サイクルツーリズムを取り上げていることは、重要政策として考えておられるということでしょうか。	サイクルツーリズムについては、県の「長崎県自転車活用推進計画」において、現在、下五島・上五島・大村湾南部・島原半島の4つのサイクルルートを設定し、走行環境やサイクリストの受入環境整備を進めています。 サイクルツーリズムの推進により、住民による地域の魅力の再発見や、交流人口の拡大につながることから、地域の賑わいづくりを推進するための施策の一つと考えております。

指標（P29）

No	対応区分	意見の趣旨	意見に対する考え方
75	D	No.1 文化財の数の数値目標は意味があるとは思えない。	地域の大切な財産である文化財を指定することで、適切な手法で保存・活用し、次世代へ確実に継承することは重要なことであるため、数値目標を設定し、未指定の文化財の価値を明確にし指定を進めることは必要であるとと考えております。
76	D	No.3 「国民スポーツ大会の入賞数」について、国民スポーツ大会は県民・国民の健康のためであって、県同士で競い合っただけに、お金や時間を過度にかけるものではない。	来年度から「国民体育大会」は、「国民スポーツ大会」と名称が変わります。国民スポーツ大会は、スポーツ基本法等で各都道府県を代表する選手が競う国内最大の総合競技スポーツ大会として位置づけられております。 ご指摘いただきました指標設定の点につきましては、県同士で競い合う相対的な順位と異なり、本県選手の競技スポーツ水準を計る入賞者数を設定しており、過度な競争を目的としているものではありません。 また、国民スポーツ大会は将来性豊かな次世代のアスリートの発掘・育成・強化を図る役割も担っており、本県の地域スポーツの活性化のみならず地域の活力にもつながるものと考え、本県の競技力向上に取り組んでおります。